



平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタート すべての家庭が安心して子育てができるために

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、来年度から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です。新制度では、保護者のニーズにあった教育・保育の場を広げ、子育てをより一層手厚く支援します。

問い合わせ ホームページ **子ども総務課 ☎(826)9050**
秋田市 子ども・子育て支援新制度 **検索**

新制度での施設の種類の対象年齢

小学校就学前の施設として、これまでは幼稚園と保育所の2つがおもに利用されてきました。新制度では、さらに、両方の良さを併せ持った「認定こども園」の普及を促進するほか、地域のニーズに応じた少人数の子どもを保育する「地域型保育」の実施を検討します。

幼稚園(3歳～5歳)▶小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設です。昼過ぎころまでの教育時間のほか、園により預かり保育などを実施します。

保育所(0歳～5歳)▶就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設です。夕方ころまでの保育のほか、園により延長保育を実施します。

認定こども園(0歳～5歳)▶幼稚園と保育所の機能や長所を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。0歳～2歳児は家庭で保育できない保護者に代わって保育を行います。また、3歳～5歳児は、保護者が働いているかどうかに関わらず利用できます。

*秋田市では、平成18年に認定こども園を導入しました。現在、7施設あります。

地域型保育(0歳～2歳)▶少人数の単位で、0歳～2歳児を預かる事業です。家庭的な雰囲気に近い環境で、きめ細かな保育を実施します。

年齢と保育内容による3つの認定区分に応じて、施設を選択します

施設の利用を希望する場合、市による認定が必要となり、認定区分に応じて利用先を選択することになります。保護者が行う手続きの時期や流れは、これまでと大きく変わりません。

- **1号認定** お子さんが満3歳以上で、教育のみを希望される場合
▶幼稚園、認定こども園
- **2号認定** お子さんが満3歳以上で、保護者の就労などにより、保育所などでの保育を希望される場合
▶保育所、認定こども園
- **3号認定** お子さんが満3歳未満で、保護者の就労などにより、保育所などでの保育を希望される場合
▶保育所、認定こども園、地域型保育



契約と保育料の支払先

幼稚園、認定こども園、地域型保育…利用者は、施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者へ支払います。

保育所…利用者は市と契約し、保育料を市へ支払います。



新制度Q & A

Q.幼稚園の利用を希望する場合も、市の認定を受ける必要がありますか。

A.幼稚園を利用する場合は、1号認定になります。基本的には、入園の内定した園を経由して認定申請などの手続きができるようにする予定です。

Q.認定こども園のメリットは何ですか。

A.保護者の就労状況にかかわらず利用でき、途中で就労状況が変化しても継続して利用できる点が大きな特長です。

■新制度の詳しい利用手続きの流れや利用料金、秋田市で地域型保育として実施する事業の内容などは、今後の広報あきたでお知らせします。最新情報は、子ども総務課のホームページでご確認ください。



すこやか子育て支援事業 保育料助成の 手続きは お早めに

問い合わせ 子ども育成課 ☎(866)2094

すこやか子育て支援事業は、保育所や幼稚園の保育料を助成する制度です。父母の所得(※)が、ともに下表の所得制限基準額を超えていない場合に対象となります。

申請書などは、通園している施設からお渡ししていますので、早めに各施設へご提出ください。

※所得とは、各収入額から必要経費を控除した額の合計額です。

◆所得額を知る際に参考にしてください

市・県民税を給与から控除されている場合
▶「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定(変更)通知書」の「総所得金額①」欄の額が所得額

市・県民税を納税通知書で納付している場合
▶「市民税・県民税納税通知書」の「総所得①+②」の欄の額が所得額

■所得制限基準額

扶養親族の人数	父または母の所得額	扶養義務者の所得額 (父母がいないなどの児童)
0人	267万2千円	514万8千円
1人	305万2千円	539万7千円
2人	343万2千円	561万円
3人	381万2千円	582万3千円
4人	419万2千円	603万6千円
5人	457万2千円	624万9千円

・扶養親族などが5人を超える場合の所得制限基準額…父または母の所得額には、扶養親族が1人増すごとに38万円を加算、扶養義務者の所得額には、21万3千円を加算します。

・重度心身障がい児の福祉医療費受給者証があるかた…所得制限はありません。

*このほか、市が定める控除額もあります。詳しくはお問い合わせください。

保育料の助成額

- ・ひとり親世帯および所得税非課税世帯は2分の1を助成
- ・所得税課税世帯は4分の1を助成

就学前のお子さんの 行動発達面をサポート

3歳児健診を終えた後、保育所などの集団生活で表面化してくるお子さんの行動発達面の心配ごとに、以下の内容で専門スタッフが相談に応じます。保育所などへの巡回相談も行っています。

申し込み・問い合わせ 子ども健康課 ☎(883)1174

キッズ・ステップノート(幼児発達記録票)

年中クラス(4歳児)の保護者のかたが、お子さんの現在の様子を記録することで、成長や発達を確認していただくものです。今年度は、市内の保育所と一部の幼稚園で活用していただく予定です。個別に活用を希望される場合は、子ども健康課へご連絡ください。

ノートは次のホームページからも入手できます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ch/hl/>



すくすく☆キッズ(月2、3回)

臨床心理士が親子面接により発達相談に応じます。子ども健康課へお申し込みください。



すくすく電話相談室(月2回)

臨床心理士が電話により発達相談に応じます。日程は広報あきたで随時お知らせします。8月の日程は、13ページをご覧ください。子ども健康課へお申し込みを。

小児科医からアドバイス

子どもの“強みと苦手”に 気づくことが大切です



秋田市医師会 小泉ひろみ 先生

「何となく育てにくい」「みんなと遊べない」など、ちょっと気になるお子さんがいますね。キッズ・ステップノートは、お母さんがノートに記録することで、お子さんの「強みと苦手」に気付くことができるように「応援」します。

ところで、ペアレントトレーニング(ペアトレ)という子育て支援があります。これは、子どもの困った行動を何とかするのは後にして、良い行動を褒めるという方法。そのため、子どもの「強み」「良いところ」を知ることが大事になります。さらに、「苦手」に気づくことで、問題行動の意味が分かります。

ペアトレ式の褒め方…性質ではなく行動を褒める、(完璧でなくても)“25%ルール”で褒める、すぐ褒める

ペアトレ式の指示の出し方…注意を引き視線を合わせ、短く分かりやすく指示を出す。話し方は「CCQ」で。(CALM=穏やかに CLOSE=近付いて QUIET=静かに)